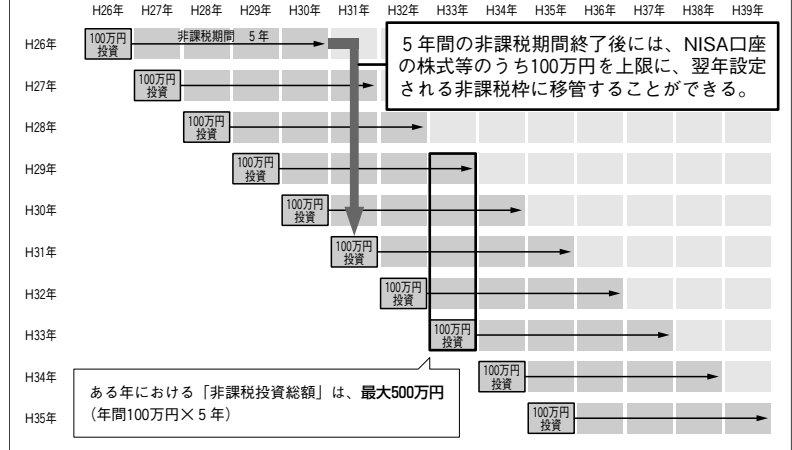


図表1 NISAの概要（改正前）

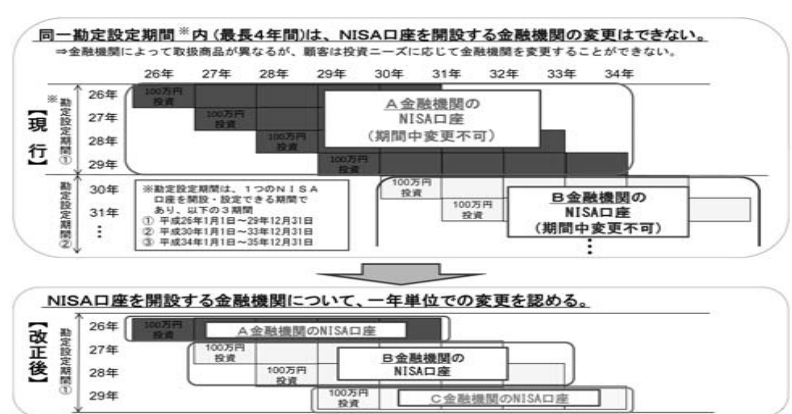
（金融庁資料を基に作成）

・非課税対象	：少額上場株式等の配当、譲渡益（上場株式・公募株式投信）
・非課税投資額	：非課税管理勘定設定年に、新規投資額で100万円を上限（未使用枠は翌年以降繰越不可）
・非課税投資総額	：最大500万円（100万円×5年間）
・保有期間	：最長5年間、途中売却は自由（売却部分の枠は再利用不可、ただしロールオーバー可）
・口座開設数	：原則1人1口座
・開設者	：居住者（その年1月1日において満20歳以上である者）
・導入時期	：平成26年（20%本則税率化にあわせて導入）
・口座開設期間	：平成26年から平成35年までの10年間の各年

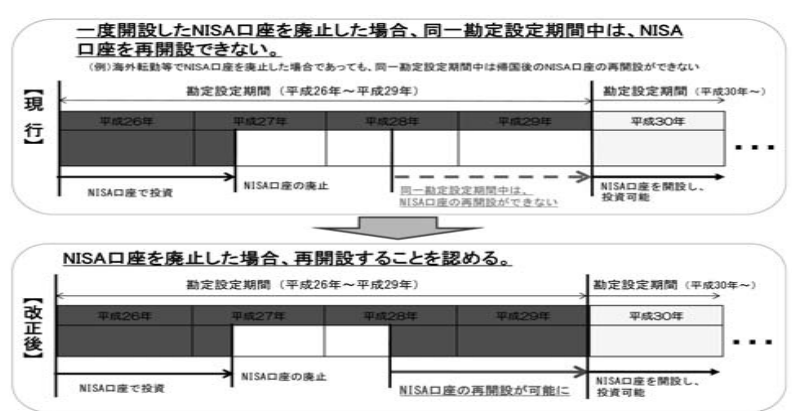
NISA制度イメージ



図表2 NISA口座を開設する金融機関の変更



図表3 NISA口座廃止後の再開設



（図表2、3とも金融庁「平成26年度税制改正について」より抜粋）

Part 1

金融証券税制

大綱項目一覧表
▶8ページ参照

▶ NISAの使い勝手の向上を目指し、 毎年別々の金融機関で口座開設可能に／ほか

執筆 税理士・田中啓子

平成26年1月にスタートしたNISAについて、投資家にとってより使いやすい制度を目指し、「NISA口座を開設する金融機関の変更」「NISA口座の廃止後の再開設」の改正が行われる予定だ。NISAを含む資産運用アドバイスの際に、注意しておきたい事項だ。大綱にはそのほか、「企業型確定拠出年金の拠出限度額の引上げ」「私募債の取扱いの変更」「特定口座への受入れ可能な上場株式等の範囲の拡充」「源泉徴収の対象となる割引債の範囲の拡大」などの改正が盛り込まれている。

1 NISA、毎年別々の 金融機関で口座開設可能に

大綱項目一覧表▶8ページ参照

平成26年1月からスタートしたNISAは、主に平成25年度税制改正において、その制度の大枠が決められていた。しかし、平成26年度税制改正で、投資家にとってより使いやすい制度を目指し、若干の改正が加えられた。

改正前の制度（図表1）では、「同一勘定設定期間内（最長4年間）」は口座開設金融機関の変更ができない」「一度開設したNISA口座を廃止した場合、同一勘定設定期間内の再開設ができない」など、利用者にとって不便な点が指摘されていた。

そこで、今回の改正により、NISA口座開設の柔軟化が図られることとなった。

① NISA口座を開設する金融機関の変更

改正前は、最長4年間は同一の金融機関にNISA口座を開設し

なければならなかったが、今回の改正により、1年ごとにNISA口座を開設する金融機関を変更できるようになった（図表2）。もちろん、毎年同一の金融機関に開設することも可能である。

金融機関を変更するためには、現在NISA口座を開設する金融機関に、変更する年の前年10月1日から翌年9月30日までの間に、「変更届出書」を提出しなければならない。その変更届出書を提出する日以前に、その年のNISA口座に上場株式等を受け入れている場合には、その年は変更届出書を提出することはできない。

金融機関に変更届出書が提出された場合は、その届出書を提出した者に対して、必要事項を記載した「非課税管理勘定廃止通知書」が交付される。別の金融機関にNISA口座を開設する際には、この「非課税管理勘定廃止通知書」を添付して提出する必要がある。

② NISA口座の廃止後の再開設

改正前は、同一の勘定設定期間（最長4年間）中に、一度開設したNISA口座を廃止した場合に、同一の勘定設定期間中は、NISA口座を再度開設できないこととされていた。

例えば、海外赴任等であったNISA口座を廃止した場合であっても、同一の勘定設定期間中は帰国してもNISA口座の再開設ができなかった。それが、今回の改正により、NISA口座を廃止しても再度開設できるようになる（図表3）。

NISA口座を廃止する際には「非課税口座廃止届出書」をNISA口座を開設していた金融機関に提出する。非課税口座廃止届出書が提出された金融機関は、その届出書を提出した者に対して、必要事項を記載した「非課税口座廃止通知書」が交付する。別の金融機関に新たにNISA口座を開設する際には、この「非課税口座廃止通知書」を添付して提出する必要がある。

NISA口座を再設定する場合

には、再設定する年の前年10月1日から翌年9月30日までの間に、NISA口座廃止時に交付された「非課税口座廃止通知書」を添付して金融機関に再開設の手続きを取るようになる。ただし、廃止し

た年と同一年にNISA口座を再設定することはできない。

③ 適用時期

本改正は、平成27年1月1日以後に変更届出書や廃止届出書が提出される場合について適用される。

2 特定口座への受入れ可能な 上場株式等の範囲の拡充

大綱項目一覧表▶8ページ参照

今回の改正において、いわゆる「ESOP信託」に基づき、受託

者を通じて委託者である従業員等が取得した上場株式等も、特定口座へ受け入れることができるようになった。

「ESOP信託」とは、従業員持株会の仕組みを応用した信託。従